

書

第 4 2 条第 1 項第 8 号中「別記様式第 3 8 号の 6」を「別記様式第 4 4 号」に改め、同号を同項第 9 号中とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 第 7 号に掲げる講習で、大型第二種免許及び普通第二種免許に係るもの 別記様式第 4 3 号の申込書

第 4 2 条第 3 項「第 7 号」を「第 8 号まで、第 1 0 号及び第 1 1 号」に改める。

第 4 2 条の次に次の 1 条を加える。

(任意講習)

第 4 2 条の 2 法第 1 0 8 条の 2 第 2 項の規定により行う講習は、次のとおりとする。

(1) 令第 3 7 条の 6 第 2 号に係る講習

(2) 令第 3 7 条の 6 の 2 第 1 号に係る講習 (加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認める者に対して行う講習に限る。)

(3) 令第 3 7 条の 6 の 2 第 1 号に係る講習 (加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認める者に対して行う講習を除く。)

(4) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習

2 前項の講習は、公安委員会又は公安委員会が委託した者が行う。

3 第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる講習を行う場所、期日及び受付時間は、告示で定める。

4 第 1 項に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、当該各号に掲げる申込書を、受講しようとする場所の講習実施者を經由して公安委員会に提出しなければならない。

(1) 第 1 号に掲げる講習 別記様式第 5 2 号の申込書

(2) 第 2 号及び第 3 号に掲げる講習 別記様式第 5 3 号の申込書

(3) 第 4 号に掲げる講習 別記様式第 5 4 号の申込書

別表第 2 技能教習施設の項中「規則別表 3 に規定されたコース (大型自動二輪車及び普通自動二輪車に係るコースを除く。)及び次に掲げる鋭角コースを教習の車種に応じて備えていること」を「コースの種類、形状及び構造が規則別表第 3 に適合するものであること」に改め、同表技能教習用自動車の項 2 の表中

「

乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	8.20メートル以上9.30メートル以下	2.40メートル以上2.50メートル以下	4.20メートル以上4.40メートル以下	
---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--

を

乗車定員5人以上の普通自動車	4.40メートル以上4.90メートル以下	1.69メートル以上1.80メートル以下	2.50メートル以上2.80メートル以下	1.30メートル以上
----------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------

乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.4メートル以上	5.15メートル以上	
	8.2メートル以上	2.4メートル以上	4.2メートル以上	
乗車定員5人以上の普通自動車	4.40メートル以上	1.69メートル以上	2.50メートル以上	1.30メートル以上

に改める。

別表第2 教習計画等の項5の(3)の表を次のように改める。

教 習 科 目	時 限
1 信号に従うこと。 2 標識・表示等に従うこと。 3 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ 4 路線バス等の優先 5 交差点等の通行、踏切 6 安全な速度と車間距離 7 歩行者の保護 8 安全の確認と合図、警音器の使用 9 進路変更等 10 追越し 11 行き違い 12 駐車と停車 13 乗車と積載 14 交通事故のとき	24

